

平成 22 年 8 月 6 日

厚生労働大臣 長妻 昭 殿

中央最低賃金審議会
会長 今野 浩一郎

平成 22 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成 22 年 7 月 2 日に諮問のあった平成 22 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 22 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 以下に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 本年 6 月の雇用戦略対話の最低賃金引き上げの合意において、当該合意における最低賃金引き上げの目標の円滑な達成を支援するため、最低賃金引き上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援等の取組を講じることを検討すべきとされており、政府において必要な検討が行われることを要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。